

三重県ヤングクラブバレーボール連盟規約

(名 称)

第1条 本連盟は、三重県ヤングクラブバレーボール連盟（以下「本連盟」という。）と称し、略称を「県ヤング連」とする。

(事務局)

第2条 事務局は、原則として理事長所在地に置く。

(目 的)

第3条 本連盟は、三重県におけるヤングクラブバレーボール団体の統一的中枢機関として、総合型地域スポーツクラブや三重県バレーボール協会（以下「県協会」という。）に所属している各連盟との連携を図り、バレーボールの普及、発展を図るとともに青少年の健全育成に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本連盟は、前条の目標を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 三重県内におけるヤングクラブバレーボール団体の育成
- (2) 三重県内におけるヤングクラブバレーボール大会の開催
- (3) バレーボールに関する講習会等の開催
- (4) ホームページの運営および管理
- (5) 本連盟の目的を達成するために必要な事業の開催

(組織及び構成員)

第5条 本連盟は、公益財団法人日本バレーボール協会（以下「JVA」という。）、日本ヤングクラブバレーボール連盟及び三重県バレーボール協会加盟の下部組織として、第3条の趣旨に賛同して加盟した三重県内のヤングクラブバレーボール団体（以下「加盟団体」という。）の代表者及び会長の推薦を受けて加盟した者（以下「構成員」という。）をもって構成する。

(カテゴリー)

第6条 本連盟に次のカテゴリーを置く。

- (1) U-14男子 （10歳以上14歳以下の男子）
 - (2) U-14女子 （10歳以上14歳以下の女子）
 - (3) U-19男子 （10歳以上19歳以下の男子）
 - (4) U-19女子 （10歳以上19歳以下の女子）
- ただし、年齢基準は毎年4月2日現在の年齢とする。

(登 録)

- 第7条 本連盟に加盟を希望する団体は、毎年JVAに登録しなければならない。
- 2 前項の登録方法及び登録料並びに各大会の申し込み方法は、別に定める。

(会 議)

第8条 本連盟に次の会議を置く。

- (1) 総会
 - (2) 理事会
 - (3) 常任理事会
- 2 総会は、本連盟の最高決議機関であり、構成員の出席をもって開催し、事業報告、決算報告、規約改正、役員等報告、事業計画案及び予算案等重要案件を審議し、決定する。
 - 3 理事会は、総会に次ぐ決議機関であり、随時、理事以上の役員の出席をもって開催し、総会議案、人事案件及び規則改正等諸議案のほか、理事長が必要と認める事項について審議し、決定する。
また、必要に応じて、監事の出席を要請することができる。
 - 4 常任理事会は、理事会を招集する時間がない場合、随時、常任理事以上の役員の出席をもって開催し、会長が必要と認める事項について審議し、決定する。
また、必要に応じて、監事の出席を要請することができる。

(会議の招集及び議決)

- 第9条 総会は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 理事会及び常任理事会は、理事長が招集し、理事長が議長となる。
 - 3 会議は、その3分の2以上の出席をもって成立し、その議決は出席者の過半数の賛成をもって可決とする。ただし、可否同数の場合は、議長がこれを決定する。なお、書記については、役員をもってこれに充てる。

(役 員)

第10条 本連盟に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 数名
 - (3) 理事長 1名
 - (4) 副理事長 数名
 - (5) 常任理事 7名
 - (6) 理事 12名以内
 - (7) 監事 2名
- 2 必要に応じ、本連盟に次の役員を置くことができる。
 - (1) 名誉会長 若干名
 - (2) 顧問及び参与 若干名
 - 3 会長及び副会長は、理事会において選出する。

- 4 理事長は、理事の互選により選出する。
- 5 副理事長は、理事長の推薦により、理事会の承認をもって決定する。
- 6 常任理事は、第11条各号の委員会の委員長及び第12条の組織・経営統括マネージャーにより構成する。
- 7 理事は、構成員の中から会長が推薦する者により構成する。
- 8 監事は、理事会の承諾を得て、会長が委嘱する。
- 9 会長は、本連盟を代表する。
- 10 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときはその職務を代行する。
- 11 理事長は、本連盟の会務を統括する。また、会長又は副会長不在のときはその職務を代行する。
- 12 副理事長は、理事長を補佐し、理事長不在のときはその職務を代行する。
- 13 理事は、いずれかの委員会に所属し、所属委員会の運営及び大会運営に積極的に協力しなければならない。ただし、理事長は除く。
- 14 監事は、本連盟の会計を監査し、総会において報告する。
- 15 役員は、他の役職を兼務することができる。
- 16 名誉会長、顧問及び参与は、本連盟の功労者及び学識経験者のなかから理事会の推薦により、若干名置くことができる。

(専門委員会)

- 第11条 本連盟に次の専門委員会（以下「委員会」という。）を置き、それぞれに委員長1名及び委員必要人数を置く。また、必要に応じ、副委員長を必要人数置くことができる。
- (1) 総務委員会
 - (2) 競技委員会
 - (3) 審判委員会
 - (4) 指導普及委員会
 - (5) 経理委員会
 - (6) 強化委員会
- 2 委員長は、理事の中から、会長が委嘱する。
 - 3 副委員長及び委員は、委員長の推薦により、理事会の承認をもって決定する。
 - 4 委員会は、随時、委員長が招集し委員の出席をもって開催し、委任された事項について審議する。また、必要に応じて関係役員の出席を要請することができる。
 - 5 総務委員長は、総務委員会を統括し、JVA加盟団体登録並びに個人登録の確認、大会要項の作成、会議及び式典に関する事務のほか、本連盟の事務局として各専門委員会を総括し、連絡及び調整に当たる。
 - 6 競技委員長は、競技委員会を統括し、JVA加盟団体登録並びに個人登録の確認及び上部大会への出場手続きに関する事務のほか、大会運営、大会記録の保存及び試合用具の管理にあたる。また、抽選会及び代表者会議に出席して競技規則の説明に当たるものとする。

- 7 審判委員長は、審判委員会を統括し、大会の審判のほか、必要に応じて講習会等を開催し、審判の技術の向上及び審判員の養成に努める。
- 8 指導普及委員長は、指導普及委員会を統括し、第4条に掲げる講習会等を開催し、バレーボールの普及・振興及び技術向上に努める。
- 9 経理委員長は、本連盟の経理を担当する。
- 10 強化委員長は、強化委員会を統括し、県協会に所属する各連盟と連携を図りながら、強化練習会を開催するなど加盟団体の強化に努める。
- 11 各委員長の任務は、前述のほか、次のとおりする。
 - (1) 理事長の承諾を得て、理事以外の者から委員を必要人数委嘱することができる。
 - (2) 理事長の承諾を得て、大会当日の臨時補助員を必要人数委嘱することができる。
 - (3) 役員会に副委員長の出席を要請することができる。
 - (4) 役員会及び理事会の報告事項、議決事項及び連絡事項を副委員長及び必要に応じて自委員会の委員に伝達する。

(組織・経営統括マネジャー)

- 第12条 当連盟の組織の円滑な運営と経営の効率化を図るため組織・経営統括マネジャー（以下「統括マネジャー」。）を置く。
- 2 統括マネジャーは、理事の中から会長が委嘱し総務委員会内に置く。
 - 3 統括マネジャーは、所管事務は次のとおりとする。
 - (1) 専門委員会間の総合調整に関すること。
 - (2) 専門委員会の運営の効率化と改善に関すること。
 - (3) 専門委員会の「人材」、「事業活動」、「資金」、「情報」の確保のための外部との連携・調整・交渉に関すること。
 - (4) 理事長が特に必要と認めた企画、計画等の総合調整に関すること。

(組織・経営部会)

- 第13条 統括マネジャーの所管事務の執行のため、総務委員長は理事長の承諾を経て、組織・経営部会を設置することができる。ただし特にその設置の必要がないと認めた場合は、廃止できる。
- 2 部会長は統括マネジャーをもって充て、部会の総括を行う。
 - 3 部会員は各専門委員会の中から総務委員長の推薦により、常任理事会の承認をもって委嘱できる。ただし、委員長は推薦できない。
 - 4 総務委員長の推薦により当連盟以外の者から部会員を充てる場合は、理事長の承認をもって委嘱できる。ただし、役員に就く場合は規約の規定による。

(役員の任期)

- 第14条 役員、委員長及び副委員長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員に欠員が生じたときは、理事会において後任を選出する。ただし、補欠の役員及び監事の任期は、前任者の残任期間とする。

(財務)

第15条 本連盟は、次の収入を持って運営する。

- (1) 登録料
- (2) 補助金
- (3) その他の収入

(会計年度)

第16条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終了する。

(出納閉鎖)

第17条 当連盟の出納は、翌年度の4月30日をもって閉鎖する。

(委任)

第18条 この規約で定めたもののほか必要な事項は、本連盟規則で定める。

附 則

- 1 この規約は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この規約は、平成26年5月24日から施行する。
- 3 この規約は、平成27年5月16日から施行する。
- 4 この規約は、平成28年5月14日から施行する。